

共産党再要望項目一覧

平成25年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 社会福祉法人やずの不適正運営について</p> <p>鳥取県は社会福祉法人やずについて、社会福祉法第56条第1項に基づいて監査を実施した結果、法人運営が著しく適性を欠くとして、改善措置命令を9月4日に発出しました。社会福祉法人として、このような事態を引き起こした理事長や副理事長には重大な責任があります。</p> <p>この度、法人より回答書が提出されましたが、不明な点も多く、引き続き徹底究明されなければなりません。また法人が今後、利用者や県民に不信感や不安を与えることなく、地域から信頼される施設運営をしていくためにも、機能不全に陥っていた役職員人事の刷新が急務です。</p> <p>ところが、新しい役員人事をみますと、理事長である山根英明氏は、改善の促進と適正な法人運営の早期実現に全力を尽くすため、続投し目処が見えたら出处進退を検討するとしています。改善と適正な法人運営を早期に実現するためにも、このたびの事態を引き起こした理事長には重大な責任があり、続投することは許されません。鳥取県は人事に対しても法人任せにするのではなく、毅然とした態度をとるべきです。また民間の一福祉法人の評議員に現職の町長が就任することは、その影響力からして辞任を求めるべきです。</p>	<p>今回、法人から提出された改善措置状況報告書は、実態解明が不十分であり、理事長の責任についても、法人運営の最高責任者としての理事長の監督責任は認めているものの、個別の事案に対する理事長の関与と責任については触れられていないなど、県として更なる検証が必要な回答であると認識している。</p> <p>このため、こうした点について明確にするよう、近日中に法人に対して再報告を求めることとしており、その回答を基に県としての対応を検討したい。</p> <p>なお、法令上、法人が改善措置命令に従わないときは、県が役員（理事・監事）の解職を勧告することはできるが、あくまでも勧告であり、法人に対する強制力は与えられていない。</p> <p>また、町長が評議員に就任することを否定する規定（法的権限）はなく、県が直接に辞任を求めることは困難であると考えている。</p>
<p>2 東部広域可燃物処理施設「再々補正」環境影響評価書について</p> <p>東部広域組合が、「知事意見」にもとづいて、「第三次報告書」の内容で環境影響評価の検証を行ったが、以下の点について要望する。</p>	
<p>(1) ゴミ質に関して</p> <p>①「第三次報告書」では、新たに「軽量残渣」や「汚れたプラスチックゴミ」を燃やすことにしているが、東部広域は、「これらを燃やす前提で環境影響評価をしてきた」と言い、むしろ「計画ごみ質の変更に伴いプラスチ</p>	<p>第3次報告書の内容による環境影響評価の検証については、事業計画の検討中途とはいえ当該報告書により事業の一定の方向性が示されたことから、知事意見によりその環境影響の変化の見込み等を求めたもので、先日事業者から再々補正された環境影響評価書として回答があった。</p> <p>県では、環境影響評価審査会を開催して、提出のあった環境影響の変化の内容に対して審査を行っ</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>ックの割合が減少する」と書いている。しかし、これまでの評価書には、ごみ質は、何をどれくらい燃やす前提であるのかはハッキリ書かれていない。従来の評価書は何をどれくらい燃やす前提であったのか、また今回の変更でどのように変わるのか、ハッキリと数値でわかるように示すこと。そうしなければ、第三次報告書による影響の変化を正しく評価することができない。</p>	<p>たところで、現在、審査会としての意見を取りまとめている。</p> <p>今後は、これら審査会の意見を踏まえて、補正された評価書の内容を精査し、環境影響評価条例に基づく手続きが、科学的知見に基づき適正に実施されているかについて確認していきたい。</p> <p>なお、汚れたプラスチックなどの取り扱いについて、ごみの分別形態は現状を基本としてプラスチックの分別収集を変更することは考えていないこと、そして具体的な取り扱いも今後構成市町と十分協議していくことなどが事業者見解で示されている。</p>
<p>②「神谷清掃工場のごみ質から、高効率発電の適応が可能」とある、これまで軽量残渣やプラごみは燃やしていない。どのような計算式となっているのか詳細に説明すること。</p>	
<p>③「汚れたプラスチックごみは可燃ごみと一緒に出してもらう」（環境影響評価審査会での東部広域の発言）とのことだが、どのように住民に徹底するのか記述すること。その徹底の度合いによっては無制限にプラゴミを受け入れることにもつながり、実際に焼却されるプラゴミの量がわからなくなり、環境への実際の影響は計算できないと考える。また、汚れたプラスチックゴミの将来的な予想数値をどのように考えているのか表記すること。また汚れたプラスチックゴミを焼却対象とすることは環境負荷が大きくなるので中止を求めること。</p>	
<p>(2) 炉数の変更について</p>	
<p>①施設規模が270t/日から240t/日と変更になり、炉数も3炉から2炉に変更になった。それに伴って、1炉当たりで燃やすごみの量は90t/日から120t/日と、1炉の規模が大きくなり、1回の燃やす量が増え、環境影響に変化があると考えられる。東部広域は「1炉当たりの処理能力は大きくなるが、施設規模が縮小するので、施設全体の排ガス量は減少する」としているが、燃やし方によっては時間当たりの排ガスが増えることも考えられる。3炉体制の場合の燃やし方（炉ごとの燃やす時間・燃やさない時間）と2炉体制での燃やし方がどう変わるのかを明記すること。また3炉と2炉での時間当たりの環境影響評価をすること。</p>	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>②最大着地濃度出現距離・最大着地濃度</p> <p>「1炉当たりの処理能力の変更に伴う排ガス量増加により、有効煙突高が大きくなるため、提出済み評価書内容と比較して大きくなる。(計画地からやや遠ざかる(30m程度))一方で、ごみ質の変更に伴う排出熱量の低下により有効煙突高が小さくなるため、提出評価書内容と比較してやや小さくなる(計画地にやや近づく(10m未満程度))と考えられる」、「最大着地濃度は小さくなる」としている。しかし、1炉が大きくなれば時間当たり(瞬時)での濃度は大きくなるのではないか。時間当たりの濃度を数値で示すこと。</p>	
<p>③施設稼動による騒音・振動・悪臭、水質物、動物、水生生物、景観、廃棄物等の影響</p> <p>「1炉当たりの処理能力が大きくなるものの、施設規模が小さくなるので処理能力が縮小する」としているが、時間当たり(瞬時)の影響が大きくなる。時間当たりのそれぞれの影響がどう変わるのか数値で示すこと。</p>	
<p>(3) 災害廃棄物について</p> <p>災害廃棄物が入らなかった場合(10t)がない場合、それだけその他のごみを入れることになる。その場合どんなごみがどの程度増えると想定して環境影響評価しているのか明記すること。また、災害廃棄物のごみ質を具体的にどのように考えているのか明記して、環境影響評価をすること。</p>	
<p>(4) 事業系ゴミについて</p> <p>家庭系ゴミは減っているが、事業系ゴミが増えている。今後事業系ゴミの割合が増えると思うが、その内容は今後どのようなものが増えると想定しているのかを表記し、それに合わせた環境影響評価をすること。</p>	
<p>(5) 民間委託について</p> <p>処理施設の運営を民間委託とするとしているが、民間の判断で焼却物が変わってきて、環境影響も変わることになる。</p> <p>焼却物のチェックをどのようにするのか、またその内容</p>	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>を住民にどのように周知するのか明記すること。 モニタリングは3年程度行うとのことだが、民間委託会社への義務づけはどうか、モニタリングの責任は誰が負うのかを明記すること。</p>	
<p>(6) 説明責任 第三次報告書の内容は、処理場建設予定地の住民には一定情報提供されているが、広く住民には、ほとんど説明されていない。パブリックコメントだけでは不十分であり、東部広域エリア全体の住民への説明をやるまで、環境影響評価を許可しないこと。</p>	
<p>3 農業政策について T P P参加を前提に、政府が減反に伴う戸別所得保障の廃止を提案しているが、中山間地域の多い鳥取県にとっては、小規模農家の淘汰につながり、鳥取のコメ作りを放棄させるようなものである。中止を求めること。</p>	<p>国が検討を進めている農業者戸別所得補償制度（現・経営所得安定対策）における「米の直接支払交付金」の段階的な減額、廃止等の見直しについては、県内農家への影響も大きいと思われるため、政策転換に当たって現場の混乱を招かないよう、シミュレーションや対応策を十分に説明し、円滑な移行措置を講ずること等を平成25年11月15日に国に要望した。</p>
<p>4 布勢運動公園の身体障がい者用トイレは、緊急ブザーがなくても、事務所に通報されず、放置されていることがあった。事務所に通報できるようにすること。</p>	<p>陸上競技場の身体障がい者用トイレについては、緊急事態を知らせる警報音を事務所に通報できる新しいシステムになっていない為、周辺のトイレの現状も確認した上で、緊急時に通報が事務所に入るよう改修を検討する。</p>
<p>5 生活保護改悪法について 生活保護申請者の受給権を脅かす生活保護法改悪案と生活困窮者自立支援法案が13日参議院本会議で可決され衆院に送られました。憲法25条を空洞化させる重大な問題があるにもかかわらず、委員会審議はわずか2日8時間半でした。改悪案には親族の資産調査などを強化する規定がありますが、これらを取捨する形で自治体が「扶養を生活保護の前提にする」という文書を親族に調査書とともに送りつけている実態が、日本共産党の小池晃参院議員の追及で明らかになりました。保護申請で親族の家計やプライバシーが調査され、照会に応じないと銀行や職場に連絡が入ると親族間の軋轢が生じ申請がされないなど深刻な事態となります。小池参院議員の指摘に基づいて、厚労省は是正通知を出しましたが、是正通知に基づいて改善を図るよう県内自治体に徹底すること。また生活保護改悪法の撤回を政府に求めること。</p>	<p>当該是正通知については、平成25年11月11日付けで、県内全ての福祉事務所に通知し、既に周知を図っている。 また、生活保護法の改正にあたっては、要保護者に過度の心理的な負担を与え、結果的に真に必要な人が申請を断念することにならないよう検討すること（扶養義務者への通知について強制力をもって一律に取り扱うことのないよう配慮すること）を国へ要望しており、平成25年11月15日に再度要望を行った。</p>